

# 「 広島県防犯駐車場審査基準 」 申請時事前チェック表

物件の名称			
物件所在地			
事前チェック実施者	氏 名 所属・役職 連絡先	印	TEL

下表のチェック項目の 部分をチェックして、申請時に提出してください。

## 【地下・屋内駐車場の場合】

項 目	基 準	備 考
1 構造	(1) 道路等周辺や監視員室からの見通しが確保された構造であること。	必須
	(2) 可能な限り、柱、壁などで死角にならないような構造のものとし、死角になる場所には、防犯カメラ、ミラーの設置等により、見通しが補完してあること。	必須
2 管理者	(1) 管理者又は警備員が常駐若しくは、巡回していること。	推奨
3 防犯カメラ	(1) 防犯カメラが設置され、駐車場内及び出入口・料金自動支払機付近が撮影されていること。	必須
	(2) 防犯カメラには、連動したモニター及び記録装置が装備され、有効に機能する照度が確保されていること。	必須
4 出入口 ゲート	(1) 出入口には、自動ゲート管理システム（ロボットゲート）、門扉、チェーン等が設置されていること。	推奨
5 照明設備	(1) 駐車用の用に供する部分の床面において、2ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	必須
	(2) 車路の路面において、10ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	必須
	(3) 共用出入口・廊下・階段、エレベーターホールは、床面において20ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	推奨
6 整理整頓	(1) 場内が清掃しており、不要物件等を放置していないこと。	推奨

## 【屋外駐車場の場合】

1 構造	(1) 道路等周辺や建物出入口等からの見通しが確保されていること。又は、防犯カメラ、ミラーの設置等により、見通しが補完してあること。	必須
	(2) 駐車場の外周（境界部）に周囲と区別された見通しのよいフェンス、さく、垣等が設置されていること。	必須
2 管理者	(1) 管理者又は警備員が常駐若しくは、巡回していること。	推奨
3 防犯カメラ	(1) 防犯カメラが設置され、駐車場内及び出入口・料金自動支払機付近が撮影されていること。	必須
	(2) 防犯カメラには、連動したモニター及び記録装置が装備され、有効に機能する照度が確保されていること。	必須
4 出入口 ゲート	(1) 出入口には、自動ゲート管理システム（ロボットゲート）、門扉、チェーン等が設置されていること。	推奨
5 照明設備	(1) 夜間において、人の行動を視認できる程度の照度（4メートル 先の人の挙動、姿勢等が識別できる3ルクス以上の水平面照度）が確保されていること。	必須
	(2) 共用の出入口・階段、床面において20ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	推奨
6 整理整頓	(1) 場内が清掃しており、不要物件等を放置していないこと。	推奨